

令和7年度（2025年度）就学援助制度のお知らせ（早期1）

大阪市では、お子さまが大阪市立の小・中・義務教育学校に通いで、経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する「就学援助制度」を設けています。
この「お知らせ」で案内している「早期1」申請で認定された方には「入学準備補助金」を入学前に支給する予定です。

1 援助を受けられる方

申請理由	備考
① 市民税が非課税の方	所得割額・均等割額ともに0円の方
② 固定資産税を減免された方	理由が火災、地震等の災害によるもの
③ 個人事業税を減免された方	令和6年度に減免された方が対象
④ 国民年金保険料を減免された方	保護者全員が国民年金保険料を減免されていること
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	保護者全員が国民健康保険料を減免・猶予されていること
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方	児童手当、特別児童扶養手当とは異なる
⑦ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方	令和6年4月1日以降に決定を受けた方が対象
⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方	手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	令和6年度に自宅が災害にあった方が対象
⑩ 生活保護を停止または廃止された方	世帯状況の変更や指示違反による停止・廃止者は除く
⑪ 生活保護を受けている方	

⑫ ①～⑪の理由には該当しないが、経済的に困っており所得基準額以下の方
※「早期1」では申し込みません。申請理由⑫での申請は、令和7年1月以降に改めて「お知らせ」を配付します。

- （注1）「入学準備補助金」を含む申請は、今回の「早期1」以外に、「早期2」「一般1」「一般2」でも申請ができます。国立・私立の小・中学校や支援学校に入学されたり、3月末までに市外へ転居されたりするなど、大阪市立の学校に入学しなかった方が、「早期1」で入学準備補助金の支給を受けた場合は、返金していただきますので、ご注意ください。
- （注2）府立咲くやこの花中学校・水都国際中学校へ入学される方は、別途学校を通じて案内します。
- （注3）生活保護から入学準備金、母子生活支援施設入所による入進学支度金など同趣旨の給付を受けられる場合、就学援助費の「入学準備補助金」は支給できません。

2 申込方法

※申請後に大阪市立の学校に入学しないこととなった場合は、速やかに申請書を提出した学校に申し出てください。

提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票、証明書類（2ページ 4 申請に必要な証明書類 参照）、 振込先の預金通帳やキャッシュカード等のコピー（必ず申請者名義のもの） ※ 令和6年度に6年生で就学援助認定を受けた方も、中学校新1年生・義務教育学校新7年生での申請が必要です。
提出場所	小学校・義務教育学校 新1年生：通学区域の小学校 ※ ただし、転居等で通学区域外の学校に通うことが決まっている場合はその学校 中学校 新1年生、義務教育学校 新7年生：在学中の小学校、義務教育学校 ※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参又は学校への送付をお願いします。
提出時期	令和6年12月2日（月）～ 令和6年12月20日（金）
結果通知	令和7年2月末予定 ※ 教育委員会から申請書に記入された住所に郵送します。

3 申請時期

※「早期1」で提出し忘れても、「早期2」以降で提出できます。

申請区分	申請期限	申請理由	審査結果の通知時期	申請できる学年
早期1 （書類審査）	令和6年 12月20日（金） まで	①～⑪	2月末日 予定	新1年生 新7年生 のみ※
早期2 （書類審査）	令和7年3月12日（水）まで	①～⑪	5月末日予定	全学年
一般1 （税情報利用）	令和7年5月12日（月）まで	①・⑫	8月末日予定	全学年
一般2 （書類審査）	令和7年6月30日（月）まで	①～⑫	8月末日予定	全学年
随時	令和7年7月1日以降随時	①～⑫	受理後30日以内	全学年

今回はこちらのご案内です。
※4月に新1年生・新7年生と同じ学校に通うようだいがおられる場合は、きょうだいも同時に申請できます。（ただし、きょうだいは「早期2」の取扱いとなります。きょうだいの審査結果の通知は5月末予定です。）

「早期2」以降の「お知らせ・申請書等」については、学校から令和7年1月以降に配付します。
「一般1」以降は①～⑪の申請理由以外にも所得基準による審査を行います。
（注）「随時」は認定日が申請日以降になり、入学準備補助金は支給されません。

4 申請に必要な証明書類

- 複数の申請理由に該当する場合は、どれか1つの申請理由が確認できる証明書類を添付してください。
- 状況に応じ、記載している証明書類以外の提出を求める場合があります。

申請理由		証明書類
①	市民税が非課税の方 ※生計を一にする世帯全員が所得割額・均等割額ともに0円である場合に対象となります。	いすれか { ○市民税・府民税・森林環境税証明書（原本） ○市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）（コピー） ※令和6年度分を提出してください。 ※証明書類については、申請書裏面に詳しく記載しています。
②	固定資産税を減免された方 ※新築住宅減税は対象外です。	○固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知書（コピー） 及び減免理由を確認できる書類（コピー）※令和6年度分を提出してください。
③	個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書（コピー） ※令和6年度分を提出してください。
④	国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象となります。 （保護者全員分の書類が必要です）	いすれか { ○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（コピー） ○国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書（コピー） ○（上記のいずれもないとき）年金事務所が発行する証明書（原本） ※申請日現在、減免を受けていることを証明する書類を提出してください。
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方 ※保護者全員が減免・徴収猶予されている場合にのみ対象となります。 ※未就学児の子どもにかかる軽減は対象外です。	○国民健康保険料（変更）決定通知書（コピー） ※令和6年度分の通知書全体をコピーしたものがが必要です。
⑥	児童扶養手当の支給を受けている方 ※児童生徒が支給対象になっている場合に限ります。 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違います。ご注意ください。	いすれか { ○児童扶養手当証書（名前・住所が確認できるページのコピー） ○児童扶養手当認定通知書（コピー） ※申請日現在支給を受けていることを証明する書類が必要です。 ○（上記のいずれもないとき）児童扶養手当受給証明願（原本） ※令和6年12月の支給額が記載されている証明書を提出してください。
⑦	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	○生活福祉資金貸付決定通知書（コピー） ※令和6年4月1日以降に貸付決定を受けたことを証明する書類を提出してください。
⑧	「雇用保険被保険者手帳」を有する 日雇労働者の方 ※手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は対象外です。	○雇用保険被保険者手帳 （名前・住所・有効期限が確認できるページのコピー） ○手帳を有する方以外の保護者の令和5年中の所得がわかる書類 （令和6年度 市民税・府民税証明書など）
⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	○火災・・・・・・り災証明書（消防署発行）（原本） ○風水害、震災、その他・・罹災証明書（区役所発行）（原本） ※令和6年4月1日以降に災害にあり、その程度を証明する書類を提出してください。 ※住家（居住のために使用している建物。マンション共用部分は対象外）が災害にあわれた場合に限ります。
⑩	生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況の変更や指示違反による場合は対象外です。	○生活保護停止・廃止決定通知書（コピー） ※令和6年4月1日以降に停止または廃止されたこと及びその理由を証明する書類を提出してください。
⑪	生活保護を受けている方	証明書類の提出は不要です。 ※教育委員会より関係局へ確認をさせていただきます。ご了承ください。

ひとり親家庭の確認

- 申請理由①・④・⑤・⑧については、申請者がひとり親の場合は、申請者に配偶者がいないことを確認するための下記いずれかの証明書類を提出してください。

事由	証明書類（コピーでも可）
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証
申請理由①の場合で、ひとり親・寡婦控除を受けている	市民税・府民税証明書等のひとり親・寡婦控除が確認できる書類
配偶者が死亡している	申請者の戸籍（※）、住民票除票（申請日より事実発生日が3ヶ月以内に限り）など
離婚が成立している	申請者の戸籍（※）、離婚届受理証明書（申請日より3ヶ月以内に受理されたもの）など
離婚調停中等である	調停審立書 など（注）証明内容の白付が申請日より2年以上経過している場合は、別途書類の提出をお願いする場合があります。
遺族年金を受給中である	遺族年金受給通知書
その他	申請者の戸籍（※）、領事館等発行の独身を証明する書類 など

※ 戸籍の場合は、申請日時時点で申請者がひとり親であることが確認できるよう、申請者本人の「個人事項証明（抄本）」又は「全部事項証明（謄本）」（3ヶ月以内に発行されたもの）を提出してください。（お子さまの戸籍、離婚日の記載は無くてもかまいません。）

4月に新1年生、義務教育学校新7年生と同じ学校に通う
きょうだいがおられる場合、きょうだいも記入できます。
(ただし、きょうだいは「早期2」申請の取扱いとなり、
審査結果の通知は5月末予定です。)

「申請書」記入例

令和7年4月に入學、進級する学校名を記入
してください。
※大阪市立の学校に限ります。
※学校選択制等を希望されており、提出日時点
では入學する学校が決まっていな場合は、
通学区の学校名を記入してください。

令和7年度(2025年度)就学援助申請書兼世帯状況票

新1年生用
新7年生用

新入生(大阪市立小・中学校・義務教育学校へ入学予定、義務教育学校新7年生に進級予定)が
申請期間は、令和6年12月2日(月)～令和6年12月20日(金)です。

大阪市教育委員会へ 次のとおり就学援助を申請します。

4月に 入学する学校	大阪市立 淀屋橋	小 中学校 義務教育学校	令和6年 12 月 16 日
新入生 名前 小学校・中学校・ 義務教育学校	大阪 花子	学校処理欄 (口座確認)	5330-0005 電話(06-1234-5678)
新1年生 新7年生	大阪 大輔	現住所 大阪市 北 区 中之島1-3-20	大阪 大輔
新1年生、新7年生の就学援助費にかかる口座への支払い分については、次の預金口座に口座振替されるように依頼します。 申請者と同一名義の口座のみ利用できます。	金融機関名 中ノ島 信用金庫 支店名 中ノ島 支店	口座番号 0 1 2 3 4 5 6	銀行コード 支店コード
振込先 口座名義 名前	大阪 大輔	同じ名前	

学校に提出する日付を
記入してください。

この住所に審査結果通知書を
郵送します。
正確(マンション等の場合は
部屋番号まで)に記入して
ください。

連絡のつきやすい電話番号を
記入してください。
※お尋ねしたいことがある
場合のみ電話させていただきます。

4月に新1年生、新7年生と同じ学校の
きょうだい用 4月に新1年生が入學(新7年生が進級)する学校と同じ学校にきょうだいがおられる場合に記入してください。
※きょうだい分の就学援助申請は「早期2」として取り扱い、結果の通知は5月末予定です。

新2学年 大阪 三郎	学校処理欄 (口座確認)	きょうだい分の支給方法について、 どれかに☑をつけてください。
新 学年		☒ 徴収金届出口座を利用する。(保護者名義の場合のみ可)
新 学年		☐ 就学援助届出口座を利用する。
		☐ 現金払いを希望する。

次の申請理由①～⑩のうち該当するものに「☑」をつけ、証明書類をあわせて提出してください。(申請理由⑩については、証明書類の提出は不要です。)

☐ ① 市民税が非課税である。	☐ ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている。
☐ ② 固定資産税を減免された。	☐ ⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。
☐ ③ 個人事業税を減免された。	☐ ⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する雇労働者である。
☐ ④ 国民年金保険料を減免された。	☐ ⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
☐ ⑤ 国民健康保険料を減免又は徴収猶予された。	☐ ⑩ 生活保護を停止又は廃止された。
	☐ ⑪ 生活保護を受けている。

認定後、この口座に就学援助
費(入学準備補助金)を振り
込みます。
申請書(裏面)の記入例をご
覧のうえ、必ず申請者名の口
座を記入してください。(ご
家族名義のものは不可。)
※振込先のわかる預金通帳や、
キャッシュカードのコピーを
添付してください。

新1年生、新7年生以外のきょうだいの
就学援助費の支給方法を選んでください。
※「徴収金届出口座」とは、学校徴収金の
振替(引落)のために設定されている口
座です。(保護者名義の場合にのみ、就
学援助費を支給するための口座として利
用できます。)

※「就学援助届出口座」とは、「徴収金届
出口座」とは異なる口座へ就学援助費を
支給するために登録する口座です。新規
で登録する場合や、既に登録している口
座を変更する場合は「口座振替申出書」
の提出が必要です。

《世帯状況(生計を一にする者全員)》申請理由にかかわらず、必ず記入してください。

令和7年4月1日の状況(予定)	家族名	申請者からみた 続柄	生年月日	在籍する学校名・新学年
1	大阪 大輔	申請者(保護者)	54・1・10	
2	大阪 景子	妻	55・5・4	
3	大阪 一郎	子	14・7・21	
4	大阪 二郎	子	22・6・8	北中学校 新3年生
5	大阪 三郎	子	29・7・21	淀屋橋小学校 新2年生
6	大阪 花子	子	30・5・5	淀屋橋小学校 新1年生

就学
また、
修学
上の「新入生」「きょうだい」欄に
記入された方も含めて記入してください。

委任状及び同意書
代理人としての委任します。
校外活動費、
申請者名
大阪 大輔

記名もれに
注意してください。

「生計を一にする」とは、次のいずれかに該当されている場合の方です。
○配偶者(事実婚を含みます) ○税法上の控除対象扶養親族 ○健康保険被扶養者
○同居している(明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます)

◎申請者が児童生徒の父母以外の場合について

申請書(裏面)の「特別な事情」欄に、児童生徒の監護を行っている理由を記入し、監護を行っていることを証明する
書類(児童生徒の健康保険証(コピー)など)を提出してください。

5 援助の内容

※令和6年度の内容です。令和7年度の内容については、令和7年4月1日以降、教育委員会ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>）等でお知らせします。

	学校教材費 校外活動費 その他諸費 ※1	修学旅行費 林間・臨海学習費 ※2	学校給食費 ※3	通学費 ※4	入学準備補助金 ※5	医療費 ※6	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金※7
小学校	学校徴収金 (児童費・生徒費) の実費	参加した行事 の実費	実 費	実 費	57,060円	学校医療券 交 付	保護者負担額
中学校					63,000円		

- ※1 認定後は、保護者の同意に基づき、学校徴収金の教材費等（児童費・生徒費会計）に充てますので保護者への支給はありません。認定結果の通知前にお支払いいただいた金額は、認定後にお返しします。
- ※2 修学旅行費、林間・臨海学習費は、就学援助の認定を受けている期間に参加した行事の実費が対象になります。
(急に参加できなくなった場合のキャンセル料も対象です。)
行事のための積立金が徴収されているときに就学援助の認定を受けていても、行事が実施されるときに就学援助の認定を受けていないと、就学援助費は支給されません。
○修学旅行費 ……小学校・中学校でそれぞれ1回、義務教育学校で2回を限度に支給されます。（キャンセル料含む）
○林間・臨海学習費 …各学年でそれぞれ1回限り支給されます。（キャンセル料含む）
- ※3 認定後は、保護者の同意に基づき、給食費に充てますので保護者への支給はありません。
- ※4 次のいずれかに該当する通学にかかる交通費が対象です。
○ 本人の希望ではなく仕方なく指定校変更により学校を変わらざるをえない場合
（片道：小学校4km以上、中学校6km以上）※定期券等の写しの証明書類が必要になります。
○ 日本語指導教育（プレクラス含む）、適応指導教育、教育支援センター（適応指導教室）、生活指導サポートセンター（個別指導教室）への通級を行う場合（片道：小学校4km以上、中学校6km以上）
○ 特別支援学級に在籍する場合、※定期券等の写しの証明書類が必要になります。
○ 心和中学校に通われる場合（片道：6km以上）※定期券等の写しの証明書類が必要になります。
- ※5 小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生が対象です。また、認定日が4月2日以降の場合、支給されません。
- ※6 医療費の支給対象となる病気は、学校の定期健康診断等の結果、治療を必要とする次の病気です。
○むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿痂疹、トラコーマ
治療が必要な場合は、学校が医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください。
医療機関受診時に医療券を提出すると、教育委員会が、患者負担額を、医療機関へ直接支払います。
（就学援助の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことをご承いただければ、審査結果が出る前でも医療券の交付を受けられます。）
- ※7 令和7年5月1日時点で認定されている方が対象です。教育委員会が、保護者負担額を、独立行政法人日本スポーツ振興センターに直接支払います。また、海外編入等による年度途中での加入者は、その加入時点で認定されている方が対象です。
- (注) 他の制度により、同趣旨の支給を受けられる場合は、就学援助費は支給できません。生活保護世帯の場合は「修学旅行費」「医療費」「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金」が援助の対象となります。（共済掛金にかかる給付内容については、障害見舞金及び死亡見舞金です。）

＜その他留意事項＞

※就学援助の申請後に、申請書の内容に変更があった場合（出生・結婚・離婚など世帯状況に変更があった場合や、児童扶養手当の支給停止など申請理由に該当しなくなった場合等）、速やかに申請書を提出した学校に申し出てください。

※提出された申請書や証明書類は、就学援助の審査・支給のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。また、原則として、申請の際に提出された書類は返却しません。

※事実ではない理由による申請など、虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合や、支給された就学援助費を本来の趣旨以外の目的に使用されたことが明らかとなった場合は、認定を取り消したうえ就学援助費を返還していただくことがあります。

☆☆「申請書」を提出する前にもう一度確認してください！☆☆

○「申請書」の記入もれ、記入誤り ○証明書類の添付もれ ○添付書類の不備（書類の必要な部分がコピーされていない、書類の年度が古いなど）このような場合、審査ができないため結果通知が遅くなることや書類不備で認定できないことがあります。十分に確認してから提出してください。

お問い合わせ先

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）
TEL：06-6115-7653

P. 4